地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年 10月 30日

横浜市契約事務受任者 道路局長 田中 洋介

## 1 契約の概要

横浜市山下町地下駐車場中央監視装置復旧委託

- 2 履行(納品)場所 中区山下町60番地先
- 3 契約日 令和6年10月3日
- 4 履行日又は履行期間 令和7年1月31日
- 5 契約概算額

1,900,000円(消費税及び地方消費税相当額含む)

6 契約の相手方(名称及び所在) 横浜市神奈川区金港町1-7 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 横浜支社 支社長 高野 則弘

## 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

中央監視装置は給排気、空調、衛生関連設備の運転監視及び受変電、機械式駐車装置、シャッター、受水・排水関連水槽、エレベーターの警報等状況を一括管理する装置です。

この度、当該監視用PCのシステム異常により、設備の操作及び警報の確認等が管理室で行えないため、利用者の安全確保に重大な影響を与えるほか、設備の設置現場でしか異常確認及び運転操作を行えないなど、駐車場の運営維持管理業務に重大な支障をきたしていることから、早急に復旧させるため随意契約を行いました。

## 8 契約の相手方の選定理由

当該システムの製作者であり、点検保守会社である三菱電機ビルソリューションズ株式会 社以外では、システムの復旧が不可能なため。 9 所管課 道路局道路部施設課